

判決執行の法史学 : 執達吏制度の形成と展開

川口, 由彦 / KAWAGUCHI, Yoshihiko

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

5

(発行年 / Year)

2018-05-31

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 31 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25380014

研究課題名(和文) 判決執行の法史学 - 執達吏制度の形成と展開

研究課題名(英文) a legal history of enforcement of the judgement in modern Japan

研究代表者

川口 由彦 (KAWAGUCHI, YOSHIHIKO)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30186077

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：1868年に成立した明治政府は、直ちに西洋型法典の作成に取りかかった。多くの外国人法律家が招聘され、彼らは、誕生したばかりの日本人法律家と共に法典作成に没入した。この結果、1890年には、最初の民事法典が制定・公布された。ただし、この民法典は、様々な批判を受けて議会で施行延期が決まり、大幅な再編をうけて1898年に施行された。

民事執行制度は、1890年の民法制定を目指して整備され、同年の裁判所構成法と執達吏規則の制定によって具体化された。東京区裁判所の執達吏は、同年11月1日に16名の体制で執務を開始したが、このうちの試験任用は1名だけで、残りは、裁判所書記等の転任による者だった。

研究成果の概要(英文)：Meiji government established in 1868 immediately undertaken to create western-type codes. A number of foreign lawyers invited by the government were immersed to codify them with just trained up Japanese lawyers. As a result, in 1890, the first Civil Code was enacted. However, the enforcement of this Civil Code was postponed in response to the various criticisms in Parliament. Finally, all the civil code amended remarkably was enforced in 1898.

A civil enforcement system was developed in parallel with the enactment of the Civil Code, it was embodied by the enactment of the law for the organization of courts of justice and the bailiff rule in 1890. The bailiffs that belonged to Tokyo local courts started the office in the framework of the 16 people on November 1 of the same year. It should be focused how they were appointed. While only one was appointed by the qualification test, everyone else was appointed by change of post from the court clerk, etc.

研究分野：日本法制史

キーワード：執達吏 執行官 裁判所構成法 執達吏規則 裁判執行

1. 研究開始当初の背景

江戸時代においては、訴訟制度の一定の整備は見られるものの、債権保全や判決執行のための強制機構は何ら見られなかった。この状態に変化が生じるのは明治になってからである。明治初期から不平等条約の改正という大きなテーマを抱えた明治政府は、きわめて早い段階で、近代国家は、立法司法行政の三権を有するものであることを知っていた。しかし、明治初年は、常に政府が瓦解したり内乱が発生する可能性があった時期であり、結果的には、行政権中心に権力を構成し、ここに藩閥系政治家や官僚が結集するという状況が展開した。この状況下で、佐賀出身の江藤新平は、司法を行政と肩を並べるような組織にしようと努力した。1872年に制定された司法職務定制は、全国に裁判所網を張り巡らせ、裁判権を行政権から接收しようとしたものだった。

このような司法組織の拡充の中で、裁判官たちは、様々な形で近代法学を学び実務を行っていった。ただし、裁判官が試験任用になるのは、1884年制定の判事登用規則以降のことで、それ以前は自由任用の下に雑多な経歴の人々が裁判事務をしており、彼らはしばしば司法省に対して裁判についての伺をたて、その指令に基づいて判決をだしていた。

明治に入ると、日本にも訴訟は刑事と民事の2種類があるという考え方が輸入されてきて、司法省は、この点も裁判官たちに注意を促した。

このような変動期に判決執行はどのように行われたのだろうか。近年の研究では、執行は戸長役場の吏員や警察官が行っていたことがわかっている。つまり、現場では未だ民事と刑事の区別が明確ではなかった。これを変更したのが、1890年に制定された裁判所構成法と執達吏規則であった。この執達吏法制の整備については一定の研究が

ある。しかし、その法制の実施、執達吏の実態についての研究はない。

新たに生まれた執達吏とはどのような出自を持ちどのような活動を行ったのであろうか。かれらの活動により判決はどの程度正確に執行されたのだろうか。村落秩序と執達吏はどのような関係にあったのだろうか。2001年に上梓した『明治大正 町の法曹 但馬豊岡弁護士馬袋鶴之助の日々』(法政大学出版局 大学内補助金の成果)、2011年に上梓した『調停の近代』(平成18年~20年度科学研究費補助金基盤(C)の成果)と続けてきた日本社会における法の実現構造を執達吏に焦点をあてて解明する。執達吏の関与によって、実定法と実体的社会規範がどのように絡み合って日本の法を現象させているのかを究明する。

2. 研究の目的

この研究では、明治初期から大正にかけての判決執行の実態を明らかにし、これを前提として裁判を含む様々な紛争解決方法がどのようにして選択されていったかを明らかにする。執達吏研究は、従来さほど蓄積がないため解明すべきことが多い(近年、梅田康夫氏が「明治前期における民事執行機関の形成について」(一二完)「金沢法学」45巻2号、46巻2号2004-5年を執筆されたので、立法史のアウトラインがやっとわかってきた)。

明治初期の判決執行の問題は、一般的には、身代限処分との関係で研究されてきた。しかし、これらの研究は、制度論のレベルでの言及に終わっている。また、1890年執達吏規則制定の立法史については若干の研究があるだけで執行の実態は不明なものが多い。

明治前半期の民事紛争は数多く裁判所に持ち込まれたが、その処理は多く勧解にゆだねられた。ここで勧解が多用されたのは、

裁判官が自由任用だったため、彼らが判決を回避しようとしたという事情以外に、この時期の判決執行システムに不備があったために、金銭に還元できる事件では執行を裁判所のその場で行わせる勧解がよく用いられたのではないかと考えられる。

ただ、一方で当事者の合意があっても現実の弁済ができない場合があり、このようなその場で「落着」しない勧解の執行について、村、町、名望家が、どの程度関わっていたのが問題になる。そして、同時に彼らが一般の判決執行をしていたとすると、判決執行者の視点からは、勧解と判決は継ぎ目のない一連の紛争解決法だったのではないか。まずこのことを明らかにしたい。

次に 1890 年の執達吏規則であるが、立法資料に多くあたり、その立法史を綿密に調べたい。

その上で、執達吏の実態を分析したい。執達吏となった人物と執達吏規則制定前の戸長役場吏員や警察官との間には人的つながりがどの程度あるのか、彼らはどのようにして執達吏になったのか。また、勧解は、1890 年に明治民事訴訟法が成立すると、手続として消滅する。この間の実務の最前線にいる勧解吏や書記たちの身分変動は見過ごすことができない。

この執達吏たちは、その後新聞で脅迫や詐欺に関わる人々としてかなりの攻撃を受けるが、それはなぜそうなのだろうか。執達吏規則では、執達吏の収入は俸給制ではなく、手数料制とされているが、これは上記の新聞報道と何か関係があるのかを究明したい。

また、執達吏規則など執達吏に関する法令は大正期に改正されているが、その目的は何だったのかを明らかにしたい。

3. 研究の方法

1890 年に制定された裁判所構成法、執達

吏規則については、国立公文書館に制定関係の資料が多く残されていることはすでに判明している。ウェブ上に掲載される資料のみでなく、国立公文書館に行かなければ発見できない資料もあり、この点はきわめて重要な調査となる。また、法務図書館には、立法草案以外にお雇い外国人等が残した意見案が残っており、この点も重要な調査対象となる。

さらに立法関係としては、井上毅、伊藤博文、山田顕義等の文書が重要な調査対象となる。

国際日本文化研究センターが管理している明治初年から 23 年までの民事判決原本データベースは、執達吏登場以前の判決執行を知るためにはきわめて重要な資料である。中でも、執行異議、差し止め等の執行に関わる判決には、執達吏登場以前の執行のあり方が記載されているものがあり、後の執達吏の実務との比較対象の上でこの調査は欠かせない。

次に、1890 年以降に執達吏となった人物については、当時の新聞等を調べるとかなりの関係資料が発見できる。例えば、執達吏規則によって執達吏は独立の「役場」を設置しなければならなかった。このため、「執達吏役場」設置の広告が必要となり、この広告記事で名前や場所、営業内容などがわかるのである。

また、執達吏に関わった事件がかなりの数記事になっており、執達吏の仕事ぶりがそれだけ社会的に注目を呼んだことがわかるが、これによっても、人名、関係事件などがわかる。

また、近年、各大学では大学史の研究が熱心に行われており、卒業生名簿によって執達吏となった人物が判明することがある。

こうして集めた人名いくつかを上記民事原本データベースで調べてみると、職業的代人や公証人であった者などが執達吏とな

るに至った事情が判明する。この方法を全面的に行えば、より多くのデータが収集できると思われる。

4. 研究成果

1868年に成立した明治政府は、直ちに西洋型法典の作成に取りかかった。多くの外国人法律家が招聘され、彼らは、誕生したばかりの日本人法律家と共に法典作成に没入した。この結果、1890年には、最初の民事法典が制定・公布された。ただし、この民法典は、様々な批判を受けて議会で施行延期が決まり、大幅な再編をうけて1898年に施行された。

民事執行制度は、1890年の民法制定を目指して整備され、同年の裁判所構成法と執達吏規則の制定によって具体化された。東京の区裁判所の執達吏は、同年11月1日に16名の体制で執務を開始したが、このうちの試験任用は1名だけで、残りは、裁判所書記等の転任による者だった。

この任用試験（第1回執達吏任用試験）は、同年9月14日に東京始審裁判所で行われたもので、70余名が受験して最終合格者は11名だった。合格者の内ただ1名（竹内四郎）のみが同年11月より執達吏となっている。

竹内以外は、裁判所書記、勸解吏、代人等からの転職である。また、執達吏登用規則は、私立法学校卒業者も試験によらず任用できるとしており、東京法学校卒の六嘉秀孝、東京法学院卒の山本政吉などが採用された。

新たに執達吏となった16名は、世間の注目を集めたようで、しばしば新聞記事にその名前が出た。従来存在しなかった執達吏という職業に対し、執行を受ける債務者の側はかなり過敏で過剰な反応をし、また、執達吏の側も先例がないため、強引で強圧的な措置をする例が頻発した。当時の新聞

記事は、執達吏の「暴虐性」をしきりに取り上げ、債権者側の感謝や利益を顧慮する声はほとんど見られない。

当時自己の存在意義を上昇させ、弁護士が司法の必須の要員であることを強調していた代言人-弁護士たちの多くは、執達吏攻撃に余念がなかった。

帝国議会でも代言人から議員となった大岡育造が中心となって執達吏規則改正案を提出し、執達吏の不当性を追及した。帝国議会議事録によると、この大岡提案への反対意見の中に、債権者の権利保護の実績を指摘するものがあるが、これは当時極めて小さな声で新聞記事には一切取り上げられていない。ただし、司法当局は、執達吏規則は弱小債権者を横暴な債務者から守るといった債権者保護の実績があり、人格的に優れた執達吏さえ確保すれば、特段法改正の必要はないと考えていた。このこともあって、執達吏規則は改正されなかった。

不祥事と不評という事情からなのか、執達吏は次々に辞職していく。当初16名だったものが、発足2年で14名となり、3年で10名、4年後にはわずか5名にまで減少した。残ったのは、竹内、六嘉、山本、岩佐唯一、村越匡の5名である。その一方で、1892年春には新たに7名が執達吏となった。このうち、4名は先述の第1回執達吏任用試験合格者であった。その後も新規任用者が僅かながらおり、何とか10名以上の体制で事務が為されるが、執達吏はなかなか長続きしない職業だと一般には考えられていたようである。六嘉も6年ほどで辞職し、以後は金融業を営んだ。執達吏辞職後金融業を営むのはよく見られたことらしく、この点にも社会的不信感が集まった（竹内は10年、山本は6年、岩佐は17年在職した）。

六嘉は、1891年に執行に際しての暴行脅迫の嫌疑で逮捕され免訴となるまでしばしば新聞紙上に取り上げられた。竹内は、徳

川篤守が起こした詐欺事件の共犯として1899年に逮捕され、禁錮の判決を受け免職となっている。山本も職務上の問題で停職処分を受けた。1892年には、代言人、執達吏が中心となって巨額の詐欺事件を引き起こし、新聞紙上に大々的に取り上げられた。

その中であって、村越のみは、執達吏の世話人会を立ち上げる等の「改善運動」に取り組み、大正期まで27年間在職し、死を直前にして従7位の特旨叙位を受けて、執達吏の名を大いに高めたのである。新聞、雑誌などを見ると、この頃から執達吏記事は減少していく。新聞、雑誌は執達吏攻撃をあまりしなくなっていく。昭和に入ると、執達吏の談話等が新聞、雑誌に掲載されるようになり、執達吏自身も、良識ある「公吏」としての振る舞いを心がけるようになるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川口 由彦 (KAWAGUCHI YOSHIHIKO)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：30186077

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()